

## 重要事項説明書

(共生型生活介護 いま福の家)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている共生型生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、共生型生活介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 共生型生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人そうそうの杜
代表者氏名	理事長 荒川 輝男
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市城東区嶋野東三丁目2番26号 電話(06)6965-7171・ファックス番号(06)6167-2622
法人設立年月日	平成13年10月25日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	いま福の家
障害福祉サービス事業所番号	大阪市指定(指定事業所番号2714401904)
事業所所在地	大阪市城東区今福南四丁目15番33号
連絡先 相談担当者名	電話・ファックス番号(06)6180-7399 管理者/四宮 泰代
事業所の通常の事業の実施地域	大阪市城東区・鶴見区
利用定員	10名

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	共生型生活介護従事者(生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員)が、利用者に対し適切な共生型生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	介護を必要とする障害者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日。但し国民の祝日、12月30日から1月3日のうち3日間、8月12日から8月16日のうち3日間を除く。 ただし臨時に営業をする場合があります。
営業時間	9:00～17:30

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	9:30～17:00
延長サービス提供時間	延長サービス提供は実施していません

(5) 事業所の職員体制

管理者	四宮 泰代
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li><li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li><li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した共生型生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li><li>4 利用者へ共生型生活介護計画を交付します。</li><li>5 共生型生活介護の実施状況の把握及び共生型生活介護計画の変更を行います。</li></ol>	常勤1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"><li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li><li>2 それぞれの利用者について、共生型生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li></ol>	常勤2名
看護職員 (機能訓練 指導員兼務)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</li><li>2 利用者の静養のための必要な措置を行います。</li><li>3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li></ol>	非常勤1名
介護職員	<ol style="list-style-type: none"><li>1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</li></ol>	常勤2名
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"><li>1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。</li></ol>	非常勤1名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
共生型生活介護計画の作成		1 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた共生型生活介護計画を作成します。 2 共生型生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 共生型生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、共生型生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、共生型生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

#### (2) 提供するサービスの利用料について

##### ①介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

②介護給付費対象外サービス内容の料金

下記「4 その他の費用について」の項目をご参照ください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	利用者負担額相当額
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	500円（1食当り 食材料費及び調理コスト） 運営規程の定めに基づくもの	
④おやつ代	通常の場合50円、食事提供の費用と合わせて請求いたします。 特別なおやつの場合は実費相当	
⑤おむつ代	100円（1枚当り）運営規程の定めに基づくもの	
⑥創作的活動・及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を実費でいただきます。	
⑦日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用を実費でいただきます。 ①用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	
⑧入浴の提供に要する費用	500円（一回当たり 光熱水費）運営規程の定めに基づくもの	

5 共生型生活介護従業者の禁止行為

共生型生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日ごろに利用者あてにお届けします。</p>
--	--

<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 利用開始時に利用者指定の銀行口座を登録してください。  イ 請求月の26日に、利用者指定の銀行口座から自動振替をさせていただきます。  引き落としができなかった場合は、現金でお支払い下さい。  ウ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>
--	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、障害福祉サービス受給者証に記載された内容（障害支援区分、支給決定内容、期間等）を確認させていただきます。受給者証の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が支給決定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、計画相談支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者及び家族の意向を踏まえて、「共生型生活介護計画」を作成します。なお、作成した「共生型生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「共生型生活介護計画」に基づいて行ないます。なお、「共生型生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 共生型生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 四宮 泰代
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li></ol>

## 11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医連絡先： \_\_\_\_\_（対応可能時間 \_\_\_\_\_）

家族等連絡先： \_\_\_\_\_（対応可能時間 \_\_\_\_\_）

## 12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共生型生活介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共生型生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン日本興亜
保険名	賠償責任保険
補償の概要	対人：1事故につき¥200,000,000- 対物：1事故につき200,000-

## 13 心身の状況の把握

共生型生活介護の提供に当たっては、計画相談支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 サービス提供の記録

- ① 共生型生活介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（管理者 四宮 泰代）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（毎月実施）

## 16 衛生管理等

- ① 共生型生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 共生型生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した共生型生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

<p><b>【事業者の窓口】</b>  (現場相談窓口)  いま福の家  (法人苦情相談窓口)  地域生活支援センターあ・うん</p>	<p>相談、苦情に関する窓口として、現場管理者が窓口となって受け付けます。また直接支援に入らない相談支援従事者も苦情相談窓口として設置、理事長を苦情解決責任者として位置付けています。  (現場相談窓口) 四宮 泰代  (連絡先) TEL・FAX 06-6180-7399 (いま福の家)  (法人苦情相談窓口担当) 林 直輝  (法人苦情解決責任者) 荒川 輝男  (連絡先)TEL 06-6965-7171 FAX 06-6167-2622  (地域生活支援センターあうん 内)  (所在地) 大阪市城東区鳴野東 3-2-26  (受付時間) 月曜日～金曜日 9:00～17:00</p>
<p>第三者委員</p>	<p>林 和雄  電話番号：06-6605-6786  徳田 昌子  電話番号：06-4306-5745</p>
<p><b>【区役所（保険者）の窓口】</b>  城東区役所 介護保険係  鶴見区役所 介護保険係</p>	<p><b>【城東区役所】</b> 大阪市城東区中央 3-4-29  電話番号：06-6930-9859 fax：06-6932-1295  <b>【鶴見区役所】</b> 大阪市鶴見区横堤 5-4-19  電話番号：06-6915-9859 fax：06-6913-6235  受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00</p>
<p><b>【市役所の窓口】</b>  大阪市福祉局高齢施策部介護保険課  (指定・指導グループ)</p>	<p>大阪市中央区船場中央 3丁目 1番 7-331  電話：06-6241-6310 FAX：06-6241-6608  受付時間：9：00～17：30</p>
<p><b>【公的団体の窓口】</b>  大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 大阪市中央区常盤町一丁目 3番 8号中央  大通FNビル  電話番号 06-6949-5418  受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00</p>

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------



上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市城東区鳴野東三丁目 2 番 2 6 号	
	法人名	社会福祉法人そうそうの杜	
	代表者名	理事長 荒川 輝男	
	事業所名	いま福の家	
	説明者氏名	管理者 四宮 泰代	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印